

エム・セテック(株)相馬工場内発電所新設計画に係る
環境影響評価方法書に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 地球温暖化対策として、当該施設からの二酸化炭素の排出量を削減するための措置を講じることとし、その定量的な削減効果を含めて環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 燃料由来の水銀及びふっ素等による大気、水質及び土壌への影響が懸念されるため、環境影響評価準備書に燃料の組成及び水銀等の排出量を具体的に記載するとともに、必要に応じて当該項目についても調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
また、調査マニュアルが改正された場合や新たな評価手法が示された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。
- (4) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

2 環境影響評価項目及び評価手法等について

- (1) 調査地点及び期間等について
調査及び予測に係る地点の選定、並びに期間の設定等については、その根拠や妥当性をわかりやすく環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 大気質について
大気質の予測に用いる気象や気候の状況については、長期的なデータを把握したうえで予測及び評価を行うこと。
また、施設の稼働に伴う大気質については、排出源の位置の高さを踏まえて上層気象の調査を行うなど、周辺地域の気象特性を適切に把握したうえで、予測及び評価を行うこと。

(3) 動植物について

対象事業実施区域及びその周辺における現地調査において確認された希少種等の情報を環境影響評価準備書に記載するとともに、必要に応じてその環境保全措置について環境影響評価準備書に記載すること。

(4) 景観について

既設工業団地内における増設事業であっても、新たに増設される施設について景観上支障がないかを評価する必要があることから、施設の存在による景観についても調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域周辺は東日本大震災に伴う津波被害により既存の人と自然との触れ合いの活動の場が利用できない状況にあるが、周辺の復興状況等を踏まえ、必要に応じて人と自然との触れ合いの活動の場についても調査、予測及び評価を行うこと。

3 その他

上記の措置を講ずるに当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。